

22/6/3 名古屋市個人情報保護審議会  
名古屋市民オンブズマンによる メモ

事務局：6月答申終える予定  
7月も審議したい

会長：前回までも議論  
ボリュームがある  
終わればいいが、積み残し、大きな変更  
事務局 答申案に反映して  
積み残しがあれば次回にするでいいか  
よい

事務局：答申案説明  
事前に意見ありがとう  
前回説明できなかったところ、保留  
5ページ4から5、6、12、2  
4 取得制限について  
要配慮個人情報  
現条例 原則本人  
→なくなる  
審議会の意見を聞いていたところは個人情報保護審議会  
事後報告  
(2) 現行条例  
→なくなる 事後報告  
適正な取り扱いを担保すること  
6ページ 事後報告の意義  
(1) 最後 「したがって」事後報告の意義  
下から4行目 「これにより～」  
3点  
条例で独自の規定可能  
・事後報告させる  
・事後報告の意義  
・適正な取り扱いの担保  
でいいか

会長：本人以外からの取得

従前の個人情報保護水準維持→事後報告の意義

(1) についてから意見を

事前に事務局に意見を出して案を作った

(2) 要配慮個人情報の取得

報告制度

よろしいか

意見があれば言って

4はこれで答申案

続いて5番

事務局：7 ページ5

利用及び提供

現状できないが、例外もしくは審議会

新法 例外 提供可能

特別な理由

なにが該当するか基準はない

実施機関の裁量でできる

所管に事前報告 審議会に事後報告

項目4と同様

独自の規定を置くこと+審議会の関与はできない

会長：目的外利用

特別な理由があれば出せる

濫用される？個人情報保護に支障が出る可能性

担当課に相談+事後報告

意見や質問は

確認 ガイドラインに書いていない？

事務局：審査基準はない 例示はある

例示：在留外国人 安否確認 日赤に伝える

会長：ありがとう

小野木：事後報告の意義

6 ページ意義 8 ページどこ？

事務局：8 ページ 「上記4と同様に」 含んでいる

小野木：わかる

審議会の権限が事後報告に限られる  
意義は分かるようにしてと思った  
読んでわかるならいい

会長：このままでいいか

趣旨はそう  
本来はこういうところを明確化するのが重要  
制度の仕組み 事前に部局への相談+審議会への事後報告  
5番もこれで

事務局：8ページ6 電子計算機処理

要注意情報処理原則ダメ、結合原則だめ  
→なくなる  
内部審査で適切に処理されてきた  
事後報告  
今までの答申案と変えた  
包括規定「審議会に事前に意見を聞ける」？  
→具体的に  
条例改廃、ルール  
国に聞いた 諮問が許容されない  
処理適否に迷えば個人情報委が助言  
条例に独自 審議会の関与が許可されない  
最後の段落「その上で」3点  
書きぶりを変えた  
システムチェックする内部審査会

会長：要注意情報、オンライン結合禁止→なくなる

斎藤：事前関与全く認められないので仕方ない

過去1年 問題が特になかった  
下から2段目 どういう風に発展するかわからない  
→すぐに個人情報委に問い合わせを

会長：技術スピードは速い

適切に対応を

個情委のだれが答えるのか？  
事務局？委員が審議する？

事務局：どうって審議するか確認できていない  
担当者  
個情委として回答 内部での決裁を受けてと認識

会長：スピードの問題  
回答が適切なものか  
突っ込みどころが多い  
適切な対応をお願いしたい  
6番もこれで  
12番

事務局：13ページ12  
当審議会における審議事項等  
項目として残しておくべきか？  
この項目は事後報告を審議  
包括規定 求める  
事後報告 4, 5, 6で触れている  
包括規定 許容されない  
削ることもあり得るか？  
諮問事項としてガイドに書かれていること  
市としては、審議会の意見によらずに定めることを考える  
仮に項目削る場合、説明部分 一番最後「なお」  
重要な説明 関与が低下する  
意識を高く持つこと 重要  
事後報告と関連性が強い 残すことも考えられる  
残すべきか審議を

会長：細かいルール 当審議会に聞くということを残すか  
事前関与 かなり減る  
しっかり関わっていくということ  
意見を  
よいか  
12番 この形 案としたい

事務局：項目として削るか残すか  
残す場合 枠内で残して、こういった目的で残すか審議を

会長：ご意見がなければ残す方向

川上：削除すればいいと思う  
吸収されて  
総論部分で書いたほうがいい

会長：12 を削除  
一番あとの部分を一番先に

小林：内容は重なっている  
削除した方がいい  
文書の流れ すっきり  
あえてくどくやることに意味があるならあってもいい

会長：繰り返すことによる強調  
わかりやすくするか

間瀬：ルール 諮問  
削除したときに、細目的ルール許容される？  
どこに担保されるのか？  
どこかに提言とされていれば削除してもいい

事務局：削除すると、どこにも残らない  
事務局 諮問事項 ルール作り  
なにか  
審議会皆様意見 市としては

会長：諮問が許される  
「審議会が関与する」どこかに残す？  
ほかにあればいいが、入る余地がほかのところにあるか

事務局：前段部分 1 ページ  
総論的なところ 最後の2 ページ目  
例えば意見を入れるのは検討

会長：はじめにの最後 あり得る  
12番も削除 できそうか

事務局：可能だと思う  
総論で入れれる  
事後報告 関連も  
4, 5, 6 入れてみて読みやすいか考えていいか  
何重にも出てくるかも  
項目4 事後報告の後 なおがきで職員の～

会長：全部書くのか

事務局：全部にかかる  
総論でいいのかも

会長：全体で見ると、審議会の関与が減る  
職員の意識を高めて  
総論に置く、もしくは項目で確認  
全体にかかわる

事務局：総論で書く

会長：「はじめに」で入れ込む  
12番なくす方針 再修正？

小野木：12番迷っている  
11番と異質 何かを規定たものではない  
残して項目けずっては？と提案？  
独立の項目  
10番までと

事務局：重複の意味が大きい

小野木：スピリット 審議会の役割 なくなっているようである  
答申できちんと訴えるべきスペースが必要  
前文で残すのか12にするか

答申の形態 重複をするから入れない

ある種クールな見方 委員もそれでよければいいが  
スピリット どこかに残すべき

小林：第1の趣旨で

それでいいと思う

書いてあること 論点というよりは姿勢が重要

細則ルール作り 解釈上そうなる

それを踏まえたうえでの名古屋市の姿勢

個別の論点より、最初の趣旨でまとめた方が内容的にもきれい

文書としてもきれい

12を削って、内容を趣旨

川上：クールではない

法はこうしたが、我々はアピールしたい

あつきものを冒頭で持ってきた方がよいのではないか

会長：12番

重複する部分がある

全体にかかわる 冒頭でアピールする

12より意思が伝わるのでは

よろしければ12番をなくして、趣旨は1番で残しては

大きく変わる部分

荒見：趣旨に残すときの残し方は？

会長：事務局に任せる

「許される」という審議会の意見を明確に

審議会の関与が減る 職員意識の向上を

荒見：残し方が重要

明示して

事務局：意見を踏まえて答申案を作りたい

会長：12番はこれくらい

2番

事務局：3 ページ 2 番 死者に関する情報の開示

遺族情報

新法は狭まることが考えられる

回答を踏まえても、審議会の意見 枠内

5 月と変えていない

国 説明

国の回答 不明確

対象外となる 不明確だが必ず出てくる

答申 枠内通り

説明部分 4 ページ最後の段落

現行開示水準が低下することがないように

死者情報 これていいか審議を

会長：個情委に問い合わせ 回答 出そろったが枠内での方向性

現状レベルを維持すべき

川上：中身はいい

引き続き「遺族等」

事務局：見ているのは修正前のもの

会長：トラブルのもの 誰が請求できるのか

もめる部分 明確化すべき

自治体がやってきた→国が書きぶりがよくない

できるだけ利用者にトラブルがないように

誰が請求できるのか 明確化できるような仕組みを整えて

事務局：ご審議いただいた内容

答申としてはこう

具体的な制度設計 来年 4 月において、何が対象になるのか

全体として情報提供の仕組みを作るのか

詳細は詰めたい

会長：とくによければ 2 番はこのまま案

前回から全体を見ていただいた

残り時間がある

前回修正事案 事務局から

10

事務局：11 ページ 10 番 匿名加工情報

(1) わかりやすくした

(2) 枠内 端的に表現

下に詳細

説明部分で例示した

12 ページ 2 段落目

審査基準のあり方 12 ページ最初の段落

新たな産業の創出 法の目的

公益性が求められる

審査側も公益性

「これに加え」提案内容公表

3 点掲げた

市民が自己の個人情報

会長：10 番

(1) 手数料は議論がなかった

(2) 審査をして公表をする

公益性のある事業

意見を

審査基準 具体化はあるか

事務局：現状、審査基準 ガイドに示されているもの以上はない

今後も示されるのか把握しかねている

会長：よいか

10 番はこのとおり

1 番

事務局：3 ページ 1 番

踏まえて修正した

網掛け 審議会としての意見を反映しきれていない

新法の規定どおり運用しないといけない

わかりやすいように書く

「本来ならばこうあるべき」示しては

### 3 段落目「ただし」以下現在案

会長：要配慮個人情報定義

名古屋市 要注意情報のずれがある

個人情報委 「ここに含まれる」

吸収される？ 一部吸収されない部分も

名古屋市に分かりやすく示すべき

但し書き以降、提案

先生方の意見を活かしきれていない部分も

川上：しっかり読んでみると、結局「要注意情報」

「要配慮個人情報」表現が似ているが似て非なる？

条例はどうなるのか？

条例は法のままでないといけないのではないか？

ただしがきは誰に向けてしゃべっているのか

事務局：答申ではあるが、審議会から市長に対して意見

川上：条例自体ではなく、解釈基準はそちらでやれという趣旨か

事前とイメージが違う

事務局：現状 要注意情報と要配慮個人情報を比べると

わかりにくい

「要配慮個人情報」をわかりやすくしていくべき

川上：「疑義が生じることとなりかねず」？

事務局：2重だとそれぞれ解釈が生じる

川上：わからない

鷺見：なにの解釈基準？

事務局：法律の解釈

例えば信条

鷺見：市が決めれる？

事務局：法律に書いてある

なにが要配慮個人情報か市民に分かりやすくしては  
どういう方針で書けばいいか審議を

小林：従来の要注意情報→要配慮個人情報に

要配慮個人情報 信条 思想は入ってこない？解釈上は入ってくる  
混乱が生じる可能性  
解釈基準を定めて  
誤解なくして、ということか

事務局：そう

小林：表現のずれ 混乱をなくして ということか

事務局：そう

小林：この表現で伝わるか

わかって読むとわかる  
わからず読むとわかりにくい印象

事務局：具体的に説明して示してはということか

小林：誰が読むのか

やり取りしている職員、関係者は分かっている  
市長に限らず公 一般の人 わかりやすく書いては

川上：私がこだわったか

小野木 現在の条例の方がきめが細かいのではないか  
名古屋市がきめ細かくやってきた→国  
審議会としてやって行って  
議論の経過としてわかりやすい  
小林先生まとめられたとおり  
新法と条例 わかりにくい

会長：もともと法律「条例要配慮個人情報作っていい」

当てはまらなければ個人情報委はいいと言わないだろう

個情委「法律の定義に入っている」条例にかけないか  
条例で書くやり方か、条例以外で告示か

事務局：市の告示

会長：念頭にあって解釈基準の策定 原案作ってくれたのか  
まったくの個人的意見  
わかりにくいのは否めない  
「とはいえ」？削除？  
どこまでやるかはご議論していただけるとありがたい  
説明すれば 今日来るときに考えた

鷲見：具体案はないが、真ん中があることで、考えさせる  
中を薄くするか、次のロジックをしっかりとするか

会長：しっかりと 名古屋市条例の具体化  
これまでと同様わかりやすく具体化

川上：小野木先生の熱き想いを受けて  
力点を置かずに「よくわからない」  
しっかり解釈して作って、簡単に

小野木：同意する  
どういう意味か詮索するような文書ではなく、  
わかりやすく  
「とはいえ、～努められたい」消す  
なお、でいい  
事実をあっさり短く表現しては

会長：わかりやすく説明するような 名古屋市独自で  
いれなくていい？

小野木:実現可能なのか

小林：運用していくうちに、解釈基準がないと  
策定してほしい  
可能なら入れておいて

間瀬：解釈基準いれて

見積もりがあるのか

現行条例 新法でどこに対応するのか

できないなら条例要配慮個人情報で規定しないといけないのでは？

事務局：個人情報委に確認 社会的身分

地域特性がないとできないと回答

条例要配慮個人情報 想定されない

解釈基準 ガイドライン読めば書いてある

要綱 なにが要配慮個人情報かは示したい

間瀬：新法でカバーされている？

川上：全部まとめた形

否めない。

今後、新法の規律を運用する中で、

洗い出し、

考慮するなどして、

解釈基準の策定に努められたい

会長：具体的提案

とはいえ以降削る

川上先生修正案でよろしいか

文字に起こして再度確認して

今後名古屋市条例で具体化 法との齟齬が生じる 懸念

11 は調整中

事務局：調整中

来月最終審議 残すかどうか来月に向けて示したい

会長：貴重な意見ありがとう

12 をなくして最初に

1 番 削って修正

大きな修正があったかと思う

最終案 1 か月

どこかに先生に送って意見を

7月答申につなげたい

修正は以上

傍聴人は以上

14:53